

仕様書

I. 件名

大阪・関西万博出展に係る「水素×福島」PR 動画の制作業務

II. 業務の目的

大阪・関西万博にて「福島復興企画」を復興庁と経済産業省で 2025 年 5 月 18 日から 25 日までの期間で併催し、その中で NEDO も水素×福島の取組を発信のため出展する。その際に、来場者の方に NEDO の取組の意義や未来の水素社会を印象付け、理解者を増やすために新たに福島県をはじめとする水素関連施設及び関わる人々の取り組みや思いを表現した PR 動画を制作する。

III. 動画制作対象

受注者が制作する対象は以下のとおり。

「FH2R」及び周辺の水素関連施設での取り組みについて紹介し、特徴を伝えるアニメーション、撮影映像による動画とする。

IV. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。契約締結日以降、速やかに提供する。

1. 関連資料

FH2R 及び周辺の水素関連施設の説明に必要なキーワード、技術用語等を示した日本語資料を提供する。

動画の冒頭に挿入するオープニングロゴアニメーション及び動画の末尾に挿入する制作著作権クレジットの文章を提供する。また、NEDO ロゴデータを提供する。

V. 業務概要

受注者が行う業務の概要は以下のとおり。

	2024 年度	2025 年度
1. スケジュールの作成、進捗管理等	○	○
2. 人員等の配置	○	○
3. FH2R 及び水素関連施設、関係者の撮影	○	—
4. 動画の編集及び制作	○	○
5. その他付帯業務	○	○

VI. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. スケジュールの作成、進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成、進捗管理等を行うこと。

- (1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。キックオフミーティングでは、動画制作状況及び業務進捗状況が可視化可能な形式のスケジュール案を作成のうえ、発注者へ提出し、発注者の了承を得ること。
- (2) スケジュールの内容に即した進捗管理を随時行うこと。
- (3) スケジュールは、業務進捗状況に応じて随時更新するとともに、2週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。
- (4) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 人員等の配置

受注者は、以下のとおり人員を配置すること。人員の選定及び人数の確定にあたっては、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者とし、発注者の了承を得ること。

(1) 統括責任者

本業務に係る全てを管理監督する統括責任者を1名配置すること。統括責任者は、1.の業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、映像エディター、専門ライター等の制作担当実務者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

全ての動画制作業務に対して発注者との調整を行うディレクターを1名以上配置すること。ディレクターは、発注者の意図を汲んだうえで最適な動画表現を選定し、映像エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。

(3) カメラマン

取材時に映像撮影を行うカメラマンを1名以上配置すること。被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術的知見と実績を有すること。また、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者であり、現場での撮影段取りができる者とする。

(4) 撮影補助者

ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助する者を1名以上配置すること。指示に従い適切に対応できる者とする。

(5) 映像エディター

動画編集・データ処理等を行う映像エディターを1名以上配置すること。映像エディターは、制作された動画素材及び発注者から提供された技術資料を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、テロップやCGなどの動画処理、音声処理を効果的に行え

る実績を有しており、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者であること。

(6) 専門ライター

企画、ナレーション原稿の作成を行う専門ライターを1名以上配置すること。専門ライターは、動画制作対象となる水素の技術分野に関する知見を有し、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者とする。

また、統括責任者又はディレクターと兼任も可とする。

(7) ナレーター

ナレーターを日本語、英語でそれぞれ1名以上配置すること。ナレーターはナレーション業務経験者であること。

3. FH2R 及び水素関連施設、関係者の撮影

Ⅲ. について、撮影及びインタビューを10カ所程度行うこと。詳細は、発注者が別途提示する資料等を参照のうえ発注者とともに決定すること。なお、受注者は撮影の内容に応じて、必要な機材を準備するとともに撮影許可等を事前を取得すること。また、撮影に当たっては、発注者と協議のうえ、プロジェクトの事業者からの協力を得ること。

4. 動画の編集及び制作

受注者は、以下のとおり動画を編集及び制作すること。

(1) 企画及び構成立案

受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議し、発注者が別途提示する資料等を参照のうえ、以下を反映した企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正は2回までとする。

- ① 制作するPR動画は日本語版と英語版を1本ずつ、合計300秒程度（発注者が提供するオープニングロゴアニメーション及び制作著作クレジットを除く。）の長さとする。
- ② 発注者が提供する日本語の説明文及びキーワードを基に、日本語、英語の2種類のナレーション原稿やテロップを作成し、発注者の了承を得ること。英語翻訳及びネイティブチェックは受注者が行うこと。
- ③ ナレーションを基にした日本語、英語字幕を画面下部に表示すること。また、主要なキーワードや説明文を適切な画面位置にテロップ挿入すること。ナレーション文案、字幕案、テロップ案等の基となる施設・技術説明文は発注者が提供する。英語翻訳及びネイティブチェックは受注者が行うこと。
- ④ 動画の画面のアスペクト比は16:9であること。
- ⑤ 動画の冒頭に発注者が提供するオープニングロゴアニメーションを、また末尾に発注者が提供する制作著作クレジットをそれぞれ挿入すること。

- ⑥ 画面へ常時、発注者が提供するロゴが表示されるようにすること。
- ⑦ NEDO のロゴの使用に際しては、「NEDO シンボルマーク管理基準」を遵守すること。
- ⑧ イメージを伝える際には、取り扱う映像・写真等は、著作権フリーなものを使用すること。具体的な写真や映像での描写が難しいものについては、アニメーション及び CG 等を制作し、著作権フリーの音楽・効果音等も効果的に使用して紹介すること。
- ⑨ 本動画の公開期限は決まっていないため、無期限の公開を前提として制作すること。

(2) 動画の制作

(1) に基づき、動画を制作すること。なお、撮影した映像、アニメーション、CG、音声等制作したものを含め、全ての映像等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。編集及び制作については、発注者と決定したスケジュールに則り、順次、映像の見本（ラッシュ）を発注者に提供すること。また、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。発注者からの指示を踏まえて、映像の編集を行うこと。編集後の映像は、試写等により発注者が確認し、了承したうえで最終版を制作すること。なお、編集映像の修正は、各シーンにつき 2 回までとする。

(3) ナレーション及び字幕の制作及び挿入

(1) の②のナレーション原稿に基づいたナレーションを制作し、映像に挿入すること。また、ナレーションを画面下部に字幕表示すること。

(4) テロップの制作及び挿入

(1) ③のテロップ案に基づいたテロップを制作し、動画の適切な画面位置に挿入すること。

(5) データの作成

以下のとおり、データを DVD-R 等に記録して作成すること。

①再編集用白完データ：1 部

- (a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。
- (b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 10,000kbps 以上（動画 9,680kbps 以上、音声 320kbps 以上））とすること。
- (c) ナレーション、字幕、BGM 等を入れないこと。

②YouTube 用完パッケージデータ：2 部（日本語版、英語版を 1 部ずつ）

- (a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。
- (b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 10,000kbps 以上（動画 9,680kbps 以

上、音声 320kbps 以上) とすること。

③イベント会場用完パッケージデータ：2部（日本語版、英語版を1部ずつ）

以下は現状での想定であり、発注者が詳細なモニター仕様を提示した際に改めて対応協議すること。

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 10,000kbps 以上（動画 9,680kbps 以上、音声 320kbps 以上））とすること。

(6) サムネイル画像の制作：2部（日本語版、英語版を1部ずつ）

動画について、YouTube の NEDO Channel に掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

5. その他付帯業務

1. から 4. に付帯する業務を行うこと。

VII. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様上の記載箇所及び納入期限は下表のとおり。

項番	名称	記載箇所	納入期限
ア	編集用白完パッケージ一式	VI. 4. (5) ①	2025 年 5 月 12 日 (月)
イ	YouTube 用完パッケージデータ	VI. 4. (5) ②	2025 年 5 月 12 日 (月)
ウ	イベント会場用完パッケージデータ	VI. 4. (5) ③	2025 年 5 月 12 日 (月)
エ	サムネイル画像	VI. 4. (6)	2025 年 5 月 12 日 (月)

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー

NEDO 水素・アンモニア部

VIII. 業務完了の通知

2024 年度の業務が完了したときは、中間報告書を 2025 年 3 月 31 日に書面により発注者に通知すること。また、受注者は全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

IX. 守秘義務等

受注者は、本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取り組みを行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

X. 情報管理体制

1. 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの）及び「情報管理体制図」（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を発注者から求められた場合は、速やかに提出すること。

なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

2. 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 1. の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、あらかじめ発注者へ届出を行い、同意を得ること。

XI. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

XII. その他

1. 納入物に関する全ての知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は発注者に帰属することとし、受注者は著作物について著作権者人格権を行使しないものとする。
2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取り扱い
 - (1) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - (2) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
3. 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
4. 受注者の交通費及び宿泊費、人件費、機材等調達費、無期限の公開に要するナレーション等各種権利の買い切り費用等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。

5. NEDO のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。
6. 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
7. 仕様でない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。
8. 本業務については、本仕様書及び受注者が入札時に提出した提案書に基づき実施すること。